## 入札者注意書

四国森林管理局

入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当局が 提示した条件を熟知の上、入札すること。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号) その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入 札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 電子調達システム(以下「システム」という。)を用いて入札書を提出すること。これによりがたい場合は所定の入札書用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とし提出すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税 に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記 載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満 の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。 なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記するこ と。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書の提示を求められた場合は提示すること。
- 7 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、 入札書等の提出をもってこれに同意したものとする。
- 8 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類 を提出すること。また、入札書等には代理人の記名又署名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書等は受理しない。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、無効とする。
  - ア 入札参加資格のない者のした入札。
  - イ 入札金額・入札者名(代理人を含む。以下同じ。)の確認ができないもの。
  - ウ 入札書に入札者の署名又は記名のないもの(システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札)。
  - エ 入札金額を訂正したもの。
  - オ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しな かったとき。

- カ 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- キ その他入札条件に違反したもの。
- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすること ができない。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書等を無効にしたい旨の申し 出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっ ても受理しない。
- 13 開札はシステムで行う。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 14 開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。
- 15 予定価格が1千万円を超える契約に係る入札については、予決令第85条の基準に基づき次によることとする。
  - ア 予定価格が1千万円を超える契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあって、著しく 不適当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
  - イ 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
  - ウ アにより、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
  - エ アの場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 16 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を 決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、郵便又はシステムによる入札者で 当該入札に立ち会うことができない場合又は、くじを引かない者があるときは、これに代 わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。ただし、電子調達 システムによる入札の場合は、電子くじにより落札者を決定することができる。

- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 21 入札を辞退した者は、これを理由として、以降に不利益な取扱いを受けるものではない。
- 22 入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。ただし、システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて作成の上、提出すること。
  - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に提出する(郵便入札の場合は、入札 日の前日までに到着するものに限る。)。
  - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を

直接提出する。

- 23 この契約によって生じる代金の受領については書面による承認を得た場合を除き第三者 に受領の委任をすることができません。
- 24 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

## 入 札 書

## 件 名 令和7年度土壌の調査及び処理に関する調査事業

入	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
札									
金									
額									

入札金額の数字の頭に¥を冠すること

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札公告、入札説明書、入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ、入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 四国森林管理局長 殿

住 所会 社 名 代表者氏名

代 理 人

## 委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 四国森林管理局長 殿

住 所 委任者 商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

入札件名 令和7年度土壌の調査及び処理に関する調査事業